

旭川市旭川駅前広場条例

(設置)

第1条 本市は、旭川駅周辺の道路交通の円滑化を図るとともに、中心市街地の活性化に寄与するため、旭川駅前広場（以下「駅前広場」という。）を設置する。

(名称、位置及び区域)

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
旭川駅北広場	旭川市宮下通8丁目
旭川駅南広場	旭川市宮下通7丁目から9丁目まで

2 駅前広場の区域は、市長が告示して定める。

(施設)

第3条 旭川駅北広場は、次に掲げる施設を有する。

- (1) 団体バス停車場
- (2) 路線バス停車場
- (3) タクシー停車場
- (4) タクシー待機場
- (5) イベント広場

2 旭川駅南広場は、次に掲げる施設を有する。

- (1) タクシー停車場
- (2) タクシー待機場

(使用車両の範囲)

第4条 前条（第1項第5号を除く。）に掲げる施設を使用することができる車両は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 団体バス停車場 乗車定員が、30人以上の大型自動車及び11人以上29人以下の中型自動車

- (2) 路線バス停車場 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両
- (3) タクシー停車場 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両
- (4) タクシー待機場 前号に規定する車両(規則で定めるものに限る。)  
(使用の承認等)

第5条 第3条第1項第2号若しくは第4号又は同条第2項第2号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 駅前広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する行為をすること。
- (2) 物品の販売、飲食物の提供その他これらに類する行為をすること。
- (3) 募金、署名活動、事業の周知活動等で人が集まり一般交通に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (4) 業として写真又は映像を撮影すること。

3 市長は、前2項の承認をする場合において必要があると認めたときは、条件を付すことができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めたとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 前条第2項の規定により承認を受けた者は、別表に定めるところにより算出した額に1.05を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の使用料を納入しなければならない。ただし、同項に掲げる行為の期間が1月以上の承認を受けた者の納付すべき使用料は、同表に定める額とする。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、

この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 前条第1項に規定する者の責めに帰すことのできない理由により使用不能となったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(禁止行為)

第8条 駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をすること。

(2) 駅前広場の施設を損傷し、又は汚損すること。

(3) 指定した場所以外の場所に車両（自転車を除く。）を乗り入れ、又は駐車すること。

(4) 駅前広場に自転車を乗り入れ、又は駐輪すること。

(5) 前各号に掲げる行為のほか、駅前広場の使用及び管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第9条 市長は、駅前広場の管理上必要があると認めるときは、駅前広場の使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用者の義務)

第10条 駅前広場を使用する者は、駅前広場の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(損害賠償)

第11条 駅前広場を使用した者が駅前広場の施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	単 位	使用料
集会，演説，展示会，音楽会その他これらに類する行為及び物品の販売，飲食の提供その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	20円 (営利を目的とする 場合にあつては， 30円)
募金，署名活動，事業の周知活動等	1日につき	800円
業としての写真撮影	写真機1台 1日につき	100円
業としての映像撮影	1日につき	15,000円

備考

- 1 1平方メートルを単位として定められている場合は，1平方メートル未満の端数は，1平方メートルとみなす。
- 2 1日を単位として定められている場合は，1日未満の端数は，1日とみなす。

